

## 「ひかり515号における 歯車箱破損事故」に関する申し入れ

2013年4月18日16時30分頃、515A列車、C50編成10号車No.2歯車箱が大破するという事故が発生した。会社発表によると破損状況は560×150×25（mm）に及ぶ破損で本線上にも破片が落ちていたということです。

新幹線地本は、今回の事故は安全上重大な事象であると認識し、「申23号」で会社へ、歯車箱破損事故の状況と原因の特定、再発防止対策を明らかにするように、下記のとおり申し入れました。

### 「ひかり515号における歯車箱破損事故」に関する申し入れ

2013年4月18日16時30分頃、515A列車、C50編成10号車No.2歯車箱が大破するという事故が発生した。会社発表によると破損状況は560×150×25（mm）に及ぶ破損で本線上にも破片が落ちていたということである。

今回の事故は安全上重大な事象であると認識している。よって下記のとおり申し入れるので早急に協議の場を持ち誠意ある回答をすること。

#### 記

1. 今回の歯車箱破損事故発生状況について詳細に明らかにすること。
2. 「車軸回転の異常を一時的に検知したことを示す表示灯が点灯しました」とあるが、具体的な表示内容と車両の状況について明らかにすること。
3. 新大阪駅から大阪仕業車両所へ回送する際の処置について明らかにすること。
4. 今回の破損事故となった歯車装置に関する事柄で、以下について明らかにすること。
  - ①大歯車および小歯車等、歯車装置の製造年月日、ロット番号について明らかにすること。
  - ②当該歯車装置関連の検修・修繕履歴について明らかにすること。
5. 歯車箱破損事故の原因について詳細に明らかにすること。
6. 他の編成の点検結果について明らかにすること。
7. 再発防止対策について明らかにすること。
8. このような重大な事象が発生した際は、直ちに労働組合に説明すること。

**会社は早急に原因を明らかにし説明すべきだ！**